

平成 28 年度第 2 回長野県環境影響評価技術委員会 会議録

1 日 時 平成 28 年 (2016 年) 6 月 16 日 (木) 13 : 30 ~ 16 : 15

2 場 所 長野県スポーツ会館 2 階会議室

3 内 容

○ 議事

(1) (仮称) 都市計画道路 伊駒アルプスロード 環境影響評価方法書について

(2) その他

4 出席委員 (五十音順、敬称略)

梅 崎 健 夫

大 窪 久美子

小 澤 秀 明

片 谷 教 孝 (委員長)

亀 山 章

陸 齊

佐 藤 利 幸

塩 田 正 純

鈴 木 啓 助

富 樫 均

野見山 哲 生

中 村 寛 志 (委員長職務代理者)

中 村 雅 彦

5 欠席委員 (敬称略)

山 室 真 澄

事務局
塩沢
(県環境政策課)

ただいまから、平成28年度第2回長野県環境影響評価技術委員会を開催いたします。私は、しばらくの間進行を務めさせていただきます、長野県環境部環境政策課の塩沢能好人と申します。よろしくお願いいたします。

委員会開会にあたりあらかじめお願い申し上げます。傍聴にあたりましては、傍聴人心得を遵守してくださるようお願いいたします。また、報道の方のカメラ撮影につきましては、決められたスペースからの撮影のみとさせていただきますので、御了承ください。

議事に入ります前に本日の欠席委員を御報告いたします。山室委員から都合により御欠席という御連絡をいただいております。

これから議事に入らせていただきますが、本会議は公開で行われ会議録も公表されます。ホームページでの音声の公開、会議録の作成に御協力いただくため、御面倒でも発言の都度お名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。

それでは、条例の規定により、委員長が議長を務めることになっておりますので、片谷委員長、議事の進行をお願いいたします。

片谷委員長

皆様、御多忙の中御出席くださりましてありがとうございます。

鈴木委員と富樫委員がまだ到着しておりませんが、すでに定足数は満たしておりますので、審議を開始させていただきます。

では早速、議事に入らせていただきますが、先立ちまして本日の会議の進行予定や資料の確認等について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局
仙波
(県環境政策課)

長野県環境部環境政策課環境審査係長の仙波道則と申します。よろしくお願いいたします。事務局から、本日の会議の予定、本事業のこれまでの経過及びお手元の資料について、簡単に説明させていただきます。

本日の会議の予定ですが、最初に議事(1)の「(仮称)都市計画道路伊駒アルプスロード環境影響評価方法書」について、本日は方法書に係る第1回の審議でございますので、資料1により事業者から方法書の概要を説明いただいたあと、御議論をお願いいたします。

休憩を挟みまして、議事(2)「その他」におきまして、JR東海が提出した「豊丘村・喬木村における水資源に係る具体的な調査の計画」に対する県からの助言と事業者の対応方針について、資料3により事務局から御説明させていただき、概ね16時には会議を終了する予定としております。

次に議事(1)の(仮称)都市計画道路伊駒アルプスロードのアセス手続について、これまでの経過を簡単に説明させていただきます。

本事業につきましては、環境影響評価法の第1種事業に該当します。昨年10月から本年1月までの間、計画段階環境配慮手続を実施しました。本技術委員会においては、昨年11月に配慮書の審議をお願いいたしまして、12月に配慮書に対する知事意見を事業者に提出したところです。方法書については環境影響評価手続の実施主体である長野県建設部が5月30日に公告し、6月29日までの1か月間、伊那建設事務所、関係市村、長野県庁の計6か所で縦覧に供しております。同時に、事業者のホームページにも掲載し、随時御覧いただけるようにしております。

また、事業者による方法書説明会については、6月13日から17日までの間、伊那市、駒ヶ根市、宮田村において計4回開催しているところです。

これらを踏まえた、住民の皆様などからの方法書に対する環境保全の見地からの御意見については、5月30日から7月13日までの期間、事業者に提出していただくことになっております。

なお、本技術委員会委員による現地調査ですが、5月20日から6月15日の間で、計4回実施し、全ての委員の方に現地を御確認いただきました。

最後に本日の会議資料ですが、次第に記載のとおり、御手元に資料1から資料3を配布させていただきます。

資料1「(仮称)都市計画道路 伊駒アルプスロード環境影響評価方法書の概要」は、事業の内容、経過及び方法書の概要をまとめた資料です。

資料2「(仮称)都市計画道路 伊駒アルプスロード 現地調査における指摘事項」は現地調査においていただいた委員の皆様からの御意見のうち、追加資料の提出を求めたものをまとめたものです。このうち4の亀山委員の御意見に対して、本日資料2-1が提出されております。

資料3は議事(2)その他において説明する、リニア中央新幹線関係の「豊丘村・喬木村における水資源に係る具体的な調査の計画」について、委員の皆様からいただきました御意見等をまとめた県の助言に対する事業者の見解と、修正後の調査計画書になります。事務局からの説明は以上です。

片谷委員長

ありがとうございました。今事務局の報告の中にございましたが、先日伊駒アルプスロードの案件につきまして現地調査が実施されましたが、4回に分けて全員の委員の方に参加していただいたということでした。当たり前といえば当たり前ですが、やはりなかなか全員が参加できるということではなくて、他の都道府県でも現地調査の出席率が低下して困っているという話も聞きます。長野県は事務局のメンバーが4回行かなければならないので非常に御苦労が多いわけですが、そういう形で全員参加に向けた努力を常にさせていただいておりますので、事務局には感謝を申し上げたいと思います。

それでは早速議事に入らせていただきます。「(仮称)都市計画道路 伊駒アルプスロード環境影響評価方法書について」の議題です。

事業者の皆様方におかれましては本日御多忙のなかご出席くださりましてありがとうございます。また先日は現地調査で御説明いただきましてありがとうございました。事業者の皆様方もこちらが4回に分かれて行けば4回対応していただかなければならないので、時間がかかり大変だったと思いますが、ここで御礼を申し上げます。

では、まず事業者の方から代表される方に一言御挨拶いただき、出席されているメンバーの方を紹介いただいた上で資料の説明をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

事業者
木下
(都市・まちづくり課)

長野県建設部都市・まちづくり課の企画幹兼都市計画係長の木下昌明と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

今回の伊駒アルプスロードの環境影響評価につきましては、都市施設として都市計画に位置付ける方針としていまして、そのことにより方法書以降の環境影響評価に係る手続につきましては、都市計画決定権者が都市計画の手続きと合わせて行うこととなっております。一方で環境影響評価に関する調査の実務につきましては、今までどおり道路事業者が担っておりますので、説明につきましては引き続き道路事業者である道路建設課、伊那建設事務所の方で行うようになります。どうぞよろしくお願いいたします。

事業者
勝野
(道路建設課)

事業を担当いたします建設部道路建設課企画幹の勝野由拓と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは私と現地機関の伊那建設事務所の方から資料1につきまして御説明させていただきます。

資料1を御覧ください。併せてスクリーンの方も御覧いただければと思います。

それでは資料の事業概要ですが、土地計画対象道路の名称は「(仮称)都市計画道路伊駒アルプスロード」です。都市計画決定権者は長野県、代表者は長野県知事阿部守一です。住所は御覧のとおりです。事業者も同じく長野県、代表者阿部守一になります。

続きまして、対象道路事業の目的ですが、3つありまして1つは混雑の解消ということで、交通容量を拡大する、あるいは交通を分散するというような目的です。

2つめは円滑で安全な交通の確保ということで、後ほど説明いたします南北に伊南バイパス及び伊那バイパスというバイパスの事業を進めておまして、これらを結ぶ主要幹線道路になるということで伊駒アルプスロードが必要であること、それから渋滞等に

左右されずに救急車あるいは消防車等の早期到着が可能な交通網の構築が必要であるということです。

3つ目は災害に強い道路網の構築ということで、国道153号は第一次緊急輸送道路に指定されていて、災害発生時において緊急車両が確実に通行でき、道路が寸断されることのない幹線的な緊急輸送道路が必要であるということ。それから並行して走る中央自動車道が通行止めの際に、国道の方に通行車両が迂回したとしても交通に支障をきたさない十分な幅員の代替道路が必要であること、このような目的のために今回の事業を始めようとするものです。

次に事業の位置ですが、現地の方も御確認いただいておりますが、平面図でいきますと北側に伊那バイパスという事業をやっています。それから南の方には伊南バイパスという事業をしています。南側の方が起点になりますが、起点が駒ヶ根市北の原、終点が伊那市青島という形で約11kmの区間です。更に拡大した位置ですが、右側が北になります。左の伊南バイパスの書いた図の点線で囲んだ起点ですが、これが駒ヶ根市北の原、ここから天竜川の右岸側を北上して途中天竜川を横断して、そのあと左岸側については北東方向に進み、三峰川を横過して終点の伊那市青島で伊那バイパスと接続するという計画です。

事業の内容は、事業の種類は一般国道の改築、事業予定地は長野県駒ヶ根市、宮田村、伊那市です。延長は約11km、車線数が4車線、道路区分は道路構造令による第3種第2級です。設計速度は時速60km、道路の構造は平面、盛土、切土及び橋梁、高架となっています。

事業の経緯ですが、これまで平成23年度から具体的なルートについて検討をして、伊駒アルプスロード検討委員会という第三者委員会によりまして、助言をいただきながらルートの選定をしてきています。特に天竜川の右岸側につきましては、住民検討会からもいろいろな意見を聞いてルートの検討をする中で、平成27年10月29日から計画段階環境配慮書の手続を開始しています。そして技術委員会、長野県知事からの意見、市町村長からの意見、最後に今年1月27日に国土交通大臣からの意見をいただきまして配慮書の手続としては終了しています。

その後、本年2月に関係市町村長会議を行いまして、配慮書に2つあったルートについて1つに決定しています。それにつきましてはこの後説明させていただきますが、こちらの評価が書いてありますので、次の図を見ながらお聞きいただければと思います。こちらの図面に、起点から赤く囲ってあるのが最終決定したルート帯B+Cというルートです。配慮書の段階では天竜川右岸側につきまして、現道上のルート帯A+Cの2つで配慮書の手続を行った後、総合的な評価でルート帯のB+Cにしています。この理由としては、交通面の現道の渋滞解消の度合いや、中央道の通行止めの際の混雑度などの交通ネットワーク機能、事故減少などの安全性の確保、こういう面で評価してこれら全ての面でB+Cが優れていると評価しています。環境面では大気質、騒音など生活環境への影響はB+Cの方が優れていると評価していますが、動物や植物への影響はA+Cの方が優れていると評価して、全体としては同程度という評価です。また地域への影響として、農地への影響はA+Cが優れているが、施工時の交通影響、住環境への影響はB+Cが優れていて、全体としては同程度と評価しています。事業性については事業費、事業期間ともにB+Cの方が優れていると評価ということで、これらを総合的に判断してルート帯B+Cに決定をしています。

以降につきましてはコンサルタントから説明させていただきます。

コンサルタント
岩沢
(株)千代田コンサル
タント)

方法書の取りまとめをさせていただきました千代田コンサルタントと申します。よろしくお願いたします。

パワーポイントの方で2. 地域の概要、方法書では15ページ~236ページおよそ200ページにわたって地域の概要をまとめさせていただきます。项目的には自然的状況と社会的状況と合わせて14項目で整理をさせていただきます。

大気環境に関しては、気象としてアメダスの伊那局があり、そちらの資料について整

理をしまして、過去 10 年間の平均的な気温は 12°C、降水量は 1,563.3mm、風速が 2.6 m という平均値を求めました。大気質に関しましては伊那局が存在しまして、騒音に関しましては、県の方で毎年沿道に関しての測定をしています。基本的には環境基準を全て達成している状況ですが、唯一オキシダントは環境基準を達成していないということを県の資料から確認しています。

続きまして水環境ですが、こちら長野県の方で測っている定点観測がありまして、こちらに関しましては、水素イオン濃度、浮遊物質、大腸菌群数の 3 項目は環境基準を達成していないというのを把握しています。また地下水につきましても長野県の方で定期的に観測してまして、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ジクロロエチレンの 3 項目が環境基準を達成していないというのを把握しています。

3 項目目に土壌、地盤としましては、当該地域周辺では灰色低地土壌、黒ボク土壌、多湿黒ボク土壌、他には褐色森林土壌の分布が見られるのを把握しています。

4 項目目の地形、地質としまして、まず地形の方は扇状地性の低地、台地、丘陵地、山地が見られ、また地質の方については堆積岩類、付加体、火成岩類、変成岩類が分布しているのを図面で把握しています。重要な地形・地質としまして「天竜川右岸の河岸段丘と新規断層」というのが存在するのを確認しています。

続きまして動植物、生態系です。重要な哺乳類として 12 種、鳥類 59 種、両生類 6 種、爬虫類 3 種、魚類 18 種、昆虫類 135 種、底生動物 20 種、陸産貝類 1 種の確認を把握しています。重要な植物に関しては 28 件、天然記念物 13、巨樹 13、巨木林 9、重要な植物群 1 件の合計 28 件を把握し、また植物種に関しては 252 種、維管束が 194 種、非維管束 58 種の確認記録を文献等から確認しています。自然環境はこうした動植物の結果から類型として山地 2 類型、台地・低地 3 類型、河川 2 類型の合計 7 類型に整理できると考えています。

6 項目目としては景観、人と自然の触れ合い活動の場です。景観につきましては当該地域は 2 つのアルプスに挟まれています。田園景観、山里景観、河川景観、山地景観が見られる地域と考えています。それから人と自然の触れ合い活動の場については、こちらの地域は公園緑地、サイクリングロード等があると把握しています。

7 項目目の地域特性ですが、人口と産業について把握をしています。当該事業が通過する伊那市、宮田村、駒ヶ根市の 3 市村の人口は長野県の約 5 %、産業別就業者数は第 3 次産業の割合が多くなっています。

続きまして土地利用ですが、全体的には山林が最も多く、次に原野、宅地が多くなっています。長野県全体と比べると畑の割合が小さくなっていることを把握しています。

河川等の利用については、河川の水利用は発電とかんがいの割合が多くなっており、水道は水道用水企業団の高遠の方にあるダムの方からの受水、河川水、井戸水、湧水の利用が高くなっています。

10 項目目の交通に関してですが、当該地域は中央自動車道その他、国道が 2 路線、主要地方道 4 路線、主要県道が 10 路線あります。鉄道に関しては中央に飯田線が走っている状況です。

続きまして 11 項目目、学校、住居等の位置等を把握してまして、学校、病院、その他、環境の保全に配慮が特に必要な施設は 149 施設あると確認しています。人口の集中地区である DID 地区につきましては 2 箇所です。

続きまして下水等について、伊那市、宮田村、駒ヶ根市の 3 市村では汚水処理人口の普及率が 9 割という高い普及率となっています。

13 項目目として、関係法令ということ合計で 40 種類くらい整理しています。ここでは代表的なものだけ御紹介させていただきます。文化財保護法に指定されている文化財の天然記念物は 13 箇所、史跡が 18 箇所、有形文化財が 21 箇所存在しています。名勝及び重要文化的景観は、当該地域周辺には存在しておりませんでした。また埋蔵文化財包蔵地は多数存在している状況です。主な法令としましては騒音、振動及び水質汚濁に関する基準、規制の区域等が存在している状況です。

最後にその他として、産業廃棄物処理施設として最終処分場はこの地域にはありません。中間処理施設は45施設あるという状況を地域特性として把握しています。

次に方法書の237ページ～250ページ、要約書でいうと21ページ～34ページところの配慮書について、昨年の10月に公表させていただきました概要について、方法書の第5章から第7章にかけて整理しています。それについて簡単に説明させていただきます。配慮書の時にお示した最後の評価に使った資料です。主な配慮書の時の地域特性とルート帯で示していますが、方法書と大きく違っている点というのは、基本的にはルート帯がこの時には2本存在していたということです。上のルート帯が現道活用ルートで、宮田村の中心部分を通っていくルートです。それから現在の方法書に残っているルートは天竜川沿いルートという名称ですが、配慮書の中では複数案の検討というのがありまして、当時は2ルートというのを昨年の10月に検討結果として出したものです。

続きまして方法書の239ページに記載がある計画段階配慮、いわゆる配慮書における結果の部分をごどのように出したかということです。パワーポイントの方では大気、騒音、低周波音、振動ですが、複数の項目につきまして評価、予測及び評価結果を両ルートで比較をしています。現道活用ルートは市街地を通過するものという予測をしていまして、それに対して大気、騒音、低周波音、振動の影響があるという配慮書の中で評価しています。それに対して天竜川沿いのルートは、影響を与える可能性もあるが、現道活用ルートよりも小さいという比較評価をしています。いわゆる公害系に関しては天竜川沿い側のルートの方が影響は小さいと配慮書の中では評価しています。

続きまして、配慮書の中では動物と植物について現道活用ルート、天竜川ルートそれぞれについて比較評価をしています。いずれについても、予測として天竜川沿いを通過するので影響があるという予測をしています。動物に関しては天竜川沿いルートより現道活用ルートの方が動物への影響は小さいという評価です。植物についても同じで、現道活用ルートと天竜川沿いのルートを比較した場合、現道活用ルートの方が影響が小さいと評価しております。動物、植物双方に関して影響が小さいのは現道活用ルートと評価しています。

続きまして配慮書の中では生態系と重要な史跡ということで評価をしています。生態系に関しては都市公園、自然公園というのを評価項目として評価をして、結論は現道活用ルート、天竜川沿いルートとも概ね回避するというようになっており、自然環境に与える影響は双方とも小さいという評価結果になっています。

続きまして、重要な史跡につきまして、現道活用ルートは「中越遺跡」、天竜川沿いルートの方には「下の城遺跡」、それぞれの通過影響要因が考えられまして、こちらに関して双方とも影響を与える可能性があるという評価となり、比較した結果、双方評価結果変わらずという結果を出させていただきました。

続きまして、配慮書の結論部分ですが、配慮書を提出する前に地元でアンケートを行いまして、その結果を踏まえて先ほどの評価結果と合わせて、配慮書の中で最終的な評価を行っております。「重要であると住民が考えている生活環境」というのは、生活環境と自然環境のどちらが重要かという事前アンケートの結果、生活環境の方が重要という住民の方が多かったことに基づいた表現になっています。

生活環境、いわゆる大気質、騒音、超低周波音、振動について天竜川沿いルートの方が現道活用ルートより影響を与える可能性が少ない、有利であるという評価になっています。

続きまして、植物については天竜川沿いルートに含まれ、重要な史跡は現道ルートと天竜川沿いルートと双方共に含まれる影響があるという評価をしています。そこで、道路の概略的な位置を決定する段階では、できる限り重要な動物種や植物等の生育地、生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境、重要な史跡を避けて計画するというのをここで宣言をしています。また、各評価項目について回避が困難、又は必ずしも十分低減されていないおそれのある場合には、今後環境影響評価の中で調査、予測、評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討すると、配慮書の中では示しています。簡単に申し上げますと、結論的には配慮書の中では出していないのですが、

住民の方が重要と考えるのは生活環境であり、生活環境が守られるルートは天竜川沿いルート、現方法書のルートという形で資料は取りまとめてあります。

配慮書手続では、この後こちらから資料の公表、それから住民説明、それと合わせまして住民の意見、県知事の意見、市村の意見、国交大臣並びに環境大臣のそれぞれの意見というのをいただいています。意見について今回方法書において 241 ページ～250 ページにかけて事業者の見解というのを示させていただいています。簡単に主な意見の概要と主な見解の概要を説明させていただきます。

意見につきましては、計画段階や環境影響評価の資料及び手続に関する意見、環境影響評価で取り扱う項目に関する意見、交通ネットワークや地域づくりに関する意見、ルート帯等事業実施区域の選定に関する意見、の大きく分けて4つの項目に対して意見をいただいています。こういった意見に対して事業者の方からは、より分かりやすい図書の作成、各段階の適切な手続に努めます、今後環境影響評価の手続で検討、反映します、地域の意見を配慮し地域づくりに協力します、ルート検討において配慮します等、非常に簡単ですがこのような形それぞれの意見に対する事業者の見解というのを、方法書の方に示させていただいています。県知事からいただいた意見に関しては、意見書そのものの文書載せて、その意見1つ1つに事業者からの回答を 246 ページにお示しさせていただきます。

続きまして方法書の 251 ページ～252 ページ、要約書でいうと 35 ページ～36 ページです。こちらに関しては今まで説明した事業の特性、事業地周辺の地域特性、並びにこれまでの計画段階で手続を行いました配慮書、また配慮書でいただいた御意見、それらを踏まえて、今回方法書の中で項目の選定をさせていただきました。

項目の選定表ですが、こちらの方は方法書の 252 ページに載っているものです。項目としましては 15 項目になっています。大気質・騒音・振動・低周波音・水質・水象・地形及び地質・その他・動物・植物・生態系・景観・人と自然の触れ合い活動の場・文化財・廃棄物等の項目にさせていただきました。

一つずつ細かく説明いたしますと、大気質に関しましては二酸化窒素、浮遊粒子状物質につきましては工事の実施に関わるもの、存在・供用に関わるものに関して今後検討いたします。大気質の項目で粉じん等がありますが、こちらは存在・供用を除いて、工事の実施に伴う影響についての検討させていただきます。

次に騒音と振動ですが、建設機械の稼働、ダンプの走行に関わる工事の実施に伴うもの、及び自動車の走行に関わる供用後の予測をさせていただきます。

続いて低周波音ですが、こちらは配慮書の時は超低周波音だったのですが従来のアセス書に合わせまして、今回の方法書からは低周波音と改めさせていただいて項目を取り上げました。低周波音に関しては、自動車の走行に係る存在・供用という形での選択をさせていただきました。

続きましては水環境の水質に関しては、水の汚れと濁りについて検討させていただきます。いずれに関しましても工事の実施時、水田の掘削等があった場合にさせていただくという形での選定とさせていただきます。

河川、地下水に関する水象ですが、こちらは工事の実施、並びに存在することによる影響、いわゆる供用後の存在ということで選定させていただきます。

地形及び地質は、天竜川沿いの重要な地形・地質が存在すると先ほどの地域特性でお示ししましたとおり、重要な地形・地質に関する工事の実施に伴う影響、それから存在・供用に関する影響ということで検討させていただきます。

その他は日照障害として、道路が出来あがった時の日照障害に関する影響の検討いたします。

動物、植物、生態系に関しましては重要な種、生態系地域を特徴づける種、こちらの方につきましては、工事の実施、道路の存在・供用、双方に対しての検討を行います。

景観につきましては、主要な眺望点からの眺望資源に関する景観、地域景観というものを考えております。こちらは存在・供用時、並びに主要な人と自然の触れ合い活動の場に関する存在・供用時に関して予測、評価を行います。

文化財につきまして、文化財保護法に関する文化財の施設に対する存在することによる影響に対しての予測、評価を行い、最後に廃棄物等建設工事に伴う副産物ということで、工事の実施に伴う廃棄物を選択させていただいています。

続きまして方法書 251 ページ～279 ページ最後の方の A 3 の資料になります。要約書でいうと 35 ページ～36 ページになりますが、先ほど選定いたしました項目に関して、それぞれの手法について示させていただいています。ここでは要約的なものをご説明いたします。

まず、5-1 大気質ですが、3 ページにわたって示しています。建設機械の稼働、ダンプの走行、自動車の走行、こちらの3項目で書いてあります。いずれについても調査の手法というのは基本的に大きくは変わってきませんので、まとめて御説明いたします。大気質の調査でございますが、二酸化窒素、浮遊粒子物質を対象としています。それに合わせて、予測に必要な気象状況というのを文献及び現地調査により実施することになっています。基本的には文献で収集をかけますが、不足が生じた際には現地調査をすることを予定しています。予測手法はブルーム、パフ式です。こちらの方は通常よく行われている手法です。

前後しまして申し訳ございませんが、予測手法に関して、伊駒アルプスロードに関して、法アセスの対象案件で国交省からのものに基づいて行っています。手法の選定に関しては、国総研が発行する「道路環境影響評価の技術手法」こちらの記載に基本的に準じて調査、予測、評価の選定を行っています。特別な選定していましたら、その都度御説明させていただきます。

大気の予測、評価手法に関して環境保全の配慮が適切になされているかどうかについての評価及び環境基準等との整合が図れているか否かについても評価、という2項目について評価させていただきます。現地調査に関しては、文献及び現地調査という形で行います。現時点の大気につきまして、地域特性の中で、大気質は伊那市の中心部に一般環境大気測定局が存在するのですが、不十分と私どもで判断して、現在のところ1～4の4箇所調査地点（案）というのを出しています。こちらは方法書の277ページになりますが、こちらの方に騒音等の項目と合わせて表示しています。今回パワーポイントで示させていただいたのは、その中から大気だけを抽出して御提示させていただいているものです。一応太田切、大久保、田原、原新田の集落と保全対象が存在する地区周辺における大気調査を方法書の計画として示しています。

続きまして騒音です。騒音についても工事の実施及び存在・供用についての評価があります。方法書の256～258ページの3ページにわたり、要約書では40～42ページに示しています。基本的には大きく変わらない手法を取っています。まず騒音の調査の方法は、地表面、沿道の状況、文献、現地調査による実施という形を考えています。いわゆる文献調査、必要に応じて現地調査により実施するという事です。予測については日本音響学会の最新予測式を用いて予測し、評価方法については、先ほどの大気と同様に環境保全について配慮が適正になされているかについての評価と、環境基準等との整合が図れているか否かについても評価をする予定です。こちらの方の文献及び現地調査は、県の方で当該地域周辺において騒音調査を行なっているのですが、伊駒アルプスロード周辺ということでは事業者としては少し不足と考えまして、一般環境の騒音としてお示ししている5箇所、駒ヶ根市北の原、宮田村大久保、伊那市田原・下殿島、伊那市原新田、伊那市美篤で、こちらは大気と同様、住居と保全対象が存在するところを中心として、調査地点を考えています。文献からは不足ということで方法書の方で示しています。騒音に対しては、道路交通に対しての調査を文献等からでは不足があるとして事業者の方で調査を予定しています。調査箇所は7箇所、国道、県道、主要県道そういったところに関する現在の道路交通に関する調査を把握した上で、環境影響評価の実施を考えています。

続きまして振動につきましては、建設機械の稼働、ダンプの走行、自動車の走行の3項目ありますので、方法書、要約書ともに3ページにわたって手法についての記載があります。振動についての調査、予測、評価の方法ですが、振動の状況、地盤の状況を文

献、現地調査により実施し、予測の方法は旧建設省の手法を使わせていただきます。評価については大気、騒音と同様に環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについての評価、及び環境基準、要請限度というものがありますので、そちらとの整合を図れているか否かについての評価をさせていただきます。振動に関する調査地点ですが、これは先ほどの騒音と基本的に同じです。また、道路交通に関する振動ですが、こちらも騒音と振動が同じ地点というのを考えています。

4つ目の低周波音ですが、基本的に自動車の走行に関わる低周波ということのみの選定となっており、方法書 262 ページ、要約書 46 ページで示しています。低周波につきましては、基本的に橋梁における低周波音の発生の懸念がありますので、今回選定させていただきました。三峰川と天竜川の橋梁の計画がありますが、状況によって今後決定した段階で必要がないと判断できる場合には、その旨を記載した上で準備書から削除というものはあるかもしれません。現在は大きな川を2つ超えるということで選定させていただいています。調査の方法につきましては、住居等配置の状況を文献や現地調査により実施し、手法についても既存の調査結果より予測、いわゆる既存事例からの予測を考えています。評価基準、評価方法につきましては、同様に環境保全についての配慮が適切になされているかどうかについて、評価や環境基準はありませんが環境省より指針規定というものが出ています。また技術手法のところにもG特性に対する参考値というものが示されていますので、そういったものとの整合が図られているか、否かについても評価する方法です。低周波音の調査地点予定というものは図示しておりません。道路構造が橋若しくは高架となると想定され、かつ、低周波音に関する環境影響を受けるおそれがあると認められる地域に住居等の保全対象が立地、又は立地が計画されている地域といたします。いわゆる橋や高架があり、住居等が周辺に存在する地域ということで考えています。現在想定されているところは太田切の集落とその周辺と考えています。

続きまして水質に関しては、工事の実施に関して、水の濁りと汚れでそれぞれ記載してあります。水質の調査に関して、水質および水象、気象、土質、水底、土砂の状況等を文献、把握できない場合は現地調査により把握に努めさせていただきます。予測につきましては定性的な予測手法が一般的になってきますので、そちら、若しくは事例の引用又は解析による予測、評価の方法については環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについての評価ということを予定しています。

水の汚れに関しましては、国総研が作っている道路環境影響評価の技術手法の中では存在していませんので、長野県の環境影響評価マニュアルの方から調査、予測、評価を予定しています。こちらの方にできるだけ従った形での調査、予測、評価というのを実施していく予定です。水質の調査箇所の予定については、全ての渡河する河川について、事業予定地より下流側の7箇所を予定しています。

続きまして水象についてですが、河川と地下水の項目があります。水象についての調査方法は水量、流況、浸食、堆砂の状況、水道水源の状況、地下水位の状況、帯水材の地質、水利の状況、水象の状況、文献及び現地調査により把握をしていきます。事例の引用、又は解析による手法として予測を検討しています。評価の手法としましては、環境保全に関して配慮が適切になされているかどうかについての評価をさせていただきます。こちらの水象につきましても国交省の方に手法がありませんので、県のアセスマニュアルに準拠した形での調査、予測、評価の検討を予定しています。河川についての調査の位置ですが、方法書の 277 ページに記載されていますが、先ほどの水質と同じ7箇所を予定しております。また地下水に関しては、地下に関する改変の予定がある箇所、現時点では河岸段丘の2箇所と原新田の1箇所、これは住居等が存在するということ踏まえての予定です。ただ構造等が決まっていますが、こちらの方は1年間の調査が必要になってきますので、このような調査を予定しております。構造等が決まり、土地の改変、大きな切土がないような地区だと、構造等の決定により行わないと判断したことを明記することで終わる可能性もあることをお知らせしておきます。

続きまして、地形・地質ですが、こちらに関しては重要な地形・地質として天竜川の河岸段丘が存在するというので、こちらの項目を選定しています。調査、予測、手法

につきまして地形及び地質の概況、重要地形地質の分布、状況及び特性を文献及び現地調査により実施をいたします。予測につきましては科学的知見や類似事例を参考に予測し、評価は環境保全について配慮が適正になされているかどうかについて評価をいたします。まず茶色の部分が河岸段丘ですが、文献から得られたものです。河岸段丘がどこかというのを示すのは極めて難しいと思いますが、こちらに関しては旧環境庁の資料から示しています。段丘面の所が太い線で段丘の上側に色がついている形ですが、元資料を忠実に再現したものです。ただ、現地ではだいぶ状況がずれていますので、この辺りはあくまで今回の手法選定にあたって既存の資料から得たものですので、現地調査によりこの辺りを修正、あるいは調査結果として準備書で示していきたいと思っています。段丘面の調査として、段丘がどのように存在しているのかというのを調査し、影響予測というのを重要地形として実施していく予定です。

続きまして日照障害ですが、高架橋が存在する予定ですので、現時点で可能性があるということから検討させていただきます。存在・供用ということで、方法書の269ページ、要約書の53ページの表で示しています。調査、予測、手法ですが、土地の利用の状況、地形の状況を文献及び現地調査により実施いたします。現地調査では建物の状況や保全対象など図上では把握しきれない、また図上と違う状況がありましたら現地調査を実施いたします。また日影図を作成しての予測、環境保全への配慮が適正になされているかどうかについて評価をいたします。日照障害の調査の手法ですが、高架構造の周辺において、冬至の日に日照障害を及ぼすと予想される範囲を調査します。補償についても冬至日の日照について、計算により補償を求めるということが、旧建設省から示されていますので、基本的にはこれに基づいて、冬至日に日陰が生じる範囲に住居等が存在する地域の検討になります。ですので、高架構造の高さが決定してからの調査範囲の決定となります。想定される地域としまして、駒ヶ根市大田切の集落及びその周辺で、太陽の方向を考えると西日の所で数件が対象となるのではと思っています。

続きまして動物です。方法書は270ページ、要約書は54ページです。動物についての調査、予測、評価の方法ですが、動物相の状況、重要な種に対しての直接観察、捕獲、糞等の痕跡確認で調査をします。予測につきましては科学的知見や類似事例を参考に予測し、評価につきましては環境保全への配慮が適正になされているかを評価いたします。動物調査についてはルート帯線から500mの範囲という形で予定しています。ただし、準備書の段階では事業線が帯ではなくて都市計画線に変わります。そうしますとピンク色は帯線から500mの範囲を示していますが、準備書の中では線から500mの範囲に縮小し、その範囲についての結果、予測のみを示させていただきます。かなりの部分が調査をしても捨ててしまうような形にはなりますが、今のところは線形が決まっておりますので、これだけ広げております。準備書の中で示すのは線に対しての500mという範囲になっています。国交省のマニュアルによりますと250mの範囲ですが、県の方では500mという記載がありましたので、県の方の記載を優先し、500mの範囲というのを動物に関して採用させていただいています。

10項目目の植物です。方法書271ページ、要約書55ページです。植物も基本的に動物と手法は一緒です。植物及び植物相の状況、重要な種の状況をいうのを目視等による文献及び現地調査を行い、予測については科学的知見や類似事例を参考に予測します。評価の方法については環境保全について配慮が適切になされているかについての評価を行います。植物についての調査範囲ですが、植物については200mの範囲ということ、県のマニュアルに従いまして範囲を広げての調査を予定しています。動物同様、現在の範囲から準備書の時には線形自体の幅が線になりますので、その分少なくなり調査結果もその範囲に対して記載していく予定になっています。

11項目目は生態系です。方法書272ページ、要約書56ページです。こちらにつきましては動植物の結果をもちまして自然系に関わる概況、地域の特性を付ける生態系の注目種、それから群落の状況を目視等による文献及び現地調査を行ないます。基本的に動植物結果に基づく生態系の検討をさせていただきます。結果的に植物は500mの範囲まで生態系のために広げたいというので検討をさせていただきます。植物に関しても広めの形での

生態系の把握をしていく予定となっています。生態系の範囲についての 500mの範囲を示したものは動物と全く同じものとなっています。

12 項目目としては景観です。景観につきましては、基本的には眺望点から景観資源が見える状況を写真撮影したものにフォトモンタージュを作って評価していくという形、いわゆる重ね合わせで、図上解析に基づく改変の位置、程度を視覚的な表現方法で把握する方法になります。評価につきましても従来と同じです。景観の地点は方法書の中で細かく示しています。資料では主要な眺望点を赤い点で、大きな丸は身近な景観ということで、宮田と伊那市側に 2 箇所ありますが、これはいわゆる街角みたいなどころから事業地がよく見える位置からのフォトモンタージュの作成を考えています。景観資源としましては、両方のアルプスと斜面林というものがあるので、眺望点からの景観に関しては、景観資源に対する視覚的なところのいわゆる画角をもって写真撮影し、それをもってフォトモンタージュをしていきます。身近な自然に対しては「何を見る」という眺望資源なしの状態での写真で、道路をフォトモンタージュで作っていくということになります。こちらも基本的に従来の環境影響評価のアセス書に載っている手法と特別変わる形ではありません。従来は身近な景観という写真はありませんでした。法律で加えられた訳ではありませんが、やるのが当然ということのようになってきています。伊駒アルプスロードでも踏襲していこうと思っております。

13 項目目は人触れです。こちらの調査、予測、手法ですが、調査は人と自然の触れ合い活動の場の概況、主要な人と自然の触れ合い活動の場の分布、利用状況、利用環境の状況を文献、現地調査により実施いたします。基本的には現地に行きまして、どの程度の人たちが利用しているのか、利用の導入路などの状況、そういったものを調査してまいります。予測の手法ですが、人と自然の触れ合い活動の場がどういった分布になっているのか、図上解析に基づく予測として、改変の位置、程度、到達時間、距離の変化、風景の変化が生じる位置等、程度について予測し、これについて保全が適正になされているかについての評価をいたします。サイクリングロードを含め、こういった場所での人と自然の触れ合い活動の場ということでの検討をさせていただいています。先ほどの景観と合わせて、現地調査ではなくて現在の調査地点の選定は、文献やホームページ等から選定した地点となっております。実際については準備書の段階で、項目手法の選定が終わりましたところで、今回の御意見が終わりました段階で、改めて現地踏査をしまして地点の選定をしていく形になります。示している地点というのは予定であり、文献から予測してお示ししている地点という御理解をお願いいたします。また、この地点を追加していただきたいとか、住民から意見がありましたら原則的には追加していきたいと考えています。

続きまして文化財ですが、調査の方法は文化財の状況により実施ということで、基本的に人と自然の触れ合い活動に近いものですが、実は文化財という項目はアセス法になく、道路環境影響評価の技術手法の項目にありませんので、こちら長野県のマニュアルに沿った形での調査、予測、評価を予定しています。文化財の状況を把握して解析予測、評価の方法については適正に行われているかどうかの評価を考えております。現在把握している箇所は、文化財と人と自然の触れ合い活動は調査の範囲が違います。文化財は事業予定地から 1km、人と自然の触れ合い活動の場は 500mです。ただ文化財に関しては利用性の予測は考えていないので、人触れの方が対象範囲が狭いのですが、細かく調査をして、文化財は位置関係としての予測をする方向で考えています。

15 項目目として廃棄物等ですが、道路環境影響評価に基本的な手法が載っています。こちらについては文献で、ほとんど現地調査は行いません。必要な情報が得られない場合のみ現地調査を行ないますが、後は聞き取り調査や市村への聞き取りを考えています。工事の実施により発生する設計等から出てくる既存工作物の廃棄や、搬出した場合の処分量を算出し、適正な配慮がされるような形で評価をいたします。予測評価について、文献調査を基本とし必要に応じて現地調査を行ないますが、状況を把握する程度になるかと思えます。廃棄物等に関しては工事中のみを対象として行う予定です。方法書の中身については以上です。

事業者
勝野

引き続き資料2の御説明をさせていただきたいと思います。現地調査におきまして、委員の皆様から御指摘いただいた事項に対する事業者側からの回答ということになりますが、4点ございます。

1番は片谷委員長さんからの御指摘ですが、具体的に調査地点について、方法書の審議の中で補足資料として示していただきたいという御指摘です。これにつきましては、ただ今の手法の説明にもありましたように、方法書の277ページから279ページで調査地点等を示しております。現状ではこのような状況で、具体的な地点は決まっておりません。今後具体的な環境調査の計画を立ててまいりますので、その地点が具体化できた時点でお示しさせていただければと思っています。

2番の梅崎委員さんからの御指摘ですが、計画道路の構造等の把握及び交通量の変化を確認するために、伊駒アルプスロードと県道等、他の道路との合流点並びに各道路の交通量を示していただきたいという御指摘です。これにつきましては、伊駒アルプスロード自体がまだルート帯の状況でして、詳細なルートが決まっていない段階です。ルートが確定して、関係する道路等のネットワークが具体化した時点で改めて交通量推計を行いたいと思いますので、準備書の段階を目安にお示しできればと考えています。

3番の梅崎委員さんの御指摘で、地形・地質の構造的な段差が分かるように、段丘の位置を図面で示していただきたいということです。直接段丘を示した図というのが、なかなかないわけですが、参考の図面としまして、方法書の53ページの表層地質図の中でルート帯が示してありますが、凡例で段丘丘陵（礫層）と書いてある部分があります。概ね現地を見ていただいた中で、段丘のある部分に入っているように思っています。従いまして、この辺りが段丘の位置ということになるのかなと考えています。

4番の亀山委員さんからの御指摘で、伊那バイパス側との合流点付近の都市計画図を確認させていただきたいとのことで、これは冒頭に事務局の方から説明がありましたように、資料2-1ということで都市計画図をお付けしています。資料2の説明は以上になります。

片谷委員長

ありがとうございました。全部通して説明いただいたのでかなり時間がかかりましたが、これから質疑に入りたいと思います。質疑にあたりましては、委員の皆様におかれましては、図書が手元に届いてからあまり日数がたっていないので、今日の段階ではとりあえず気づいた点、ということで御質問いただければよろしいかと思います。次回以降また新たに質問いただくのは全然構いません。それから事業者の皆様におかれましては、質問の内容に応じて適宜どなたが回答されるか御判断されて、回答いただきたいと思います。また今日この場で回答できない、持ち帰りたいという場合はその旨おっしゃっていただければ結構です。事業者の皆様方も回答の前に所属とお名前をおっしゃっていただいて、だれが回答しているのか録音で分かるように御協力お願いいたします。亀山委員が時間の制約があるという事なので、間もなく退室される時間になってしまいますので、最初に亀山委員から先ほどの資料2の回答と、新たな質問も含めて御発言頂きたいと思います。

亀山委員

時間が無くなってしまったものですから、次回に意見を申し上げるということにしたいと思います。ただ、方法書には不備がありまして、一言で言いますと、伊那谷の天竜川とその支流の自然や景観を論じるのに一番特徴的なのは、伊那谷が教科書でも掲載される日本の典型的な河岸段丘地形であることです。その河岸段丘地形というものは、視覚的に見る場合には段丘崖として認識されるわけですし、方法書53ページの表層地質図のような平坦面のことではなく、段丘崖の部分が段丘として認識されていることをしっかり理解して方法書を作成すべきではなかったかと思っています。それだけ申し上げておきます。あとは、次回に申し上げます。

片谷委員長

今の御指摘について、今日の時点で事業者からコメントされることはありませんでしょ

うか。段丘崖という視点が欠けているのではないかという御指摘でしたが、次回に御回答いただくということでも構いません。

事業者
勝野

段丘崖について、御指摘がございましたので、段丘崖について御指摘の内容を詳しく教えていただく中で回答させていただければと思います。

片谷委員長

では、事務局を通じて次回までの間に、今の御指摘についてどういう対応の可能性があるのかを、亀山委員とやり取りしていただいて、あるいは梅崎委員の現地調査での御指摘にも関わることだと思いますので、関連する委員のコメントも頂きながら、事業者サイドで対応を検討していただきたいと思います。事務局それでよろしいですね。

それでは改めて委員の皆さまから御質問や御意見を承りたいと存じます。

まず、最初の事業計画について、今日のスライドでいきますと「事業の概要」と「地域の概要」です。スライドの12番までについて、御質問、御意見を承りたいと存じます。これは現地調査の時にも概ね説明されているところですが、まだ確認が必要というところがあるかと思われしますので、御質問のある方は御発言ください。梅崎委員どうぞ。

梅崎委員

スライドの12番の先になりますけれども、全体の事業にも関わりますので、例えばスライドの30番で、計画道路と既存の道路を踏まえた騒音の測定点が記載されています。先ほど線形がきちり決まっていないということで、準備書等でとおっしゃられましたが、資料2の2番の合流点の質問については、概ねこの測定点が合流点の予定ということになるのでしょうか。

片谷委員長

合流点若しくは交差点ですね。既存道路との交差が交差点になるのか立体交差になるのかは分かりませんが、広い意味での合流点です。

事業者
勝野

スライドの30番に丸で示したのは、計画道路はまだ幅ではございますが、それと交差道路が交わる交差点に丸を付けているということです。

片谷委員長

細い道ではなくて、ある程度自動車交通量のある道路との交差部分であるという理解でよろしいですか。

事業者
勝野

その通りです。

片谷委員長

当然、準備書段階ではどこが交差点かということも明確になるかと思いますが、そこでは確認ができるということですね。

それでは野見山委員どうぞ。

野見山委員

スライドの3番ですが、事業の概要で、円滑で安全な交通の確保ということで「救急車や消防車の早期到着が可能な交通網の構築」と記載されていますが、伊那市は伊那中央病院が二次救急であり、駒ヶ根市は昭和伊南病院が三次救急です。この二つの地域がこの道路で結ばれることによって、何か救急網に大きな変化が生じるのかどうか、それからこの道路ができることによって地域の消防がどの程度緊急時に結びつくのかどうか、この概要の非常に重要なポイントだと思いましたので、御説明いただければと思います

事業者
勝野

救急医療につきまして、今の段階でどういう形に体制が変わっていくのかの具体的なところまでの話はないのですが、現道が渋滞しているという状況にある中で、救急車のスムーズな通行ができない場合があり、それに対してバイパス等により渋滞等に左右さ

れない円滑なルートが確保できるということでこちらに記載させていただいております。

野見山委員

バイパスで結ぶそれぞれの地域に救急病院は存在するわけで、それぞれの地域に現道を使って病院に行くのと違いはあるのかということと、消防車についてもそれぞれの地域に消防署があるのだとすれば、この2つの地域を結ぶことでそれに変化を生じるかどうかというところで、事業概要を書く際にその部分はクリアにさせていただいたほうがよろしいのではないかと指摘です。

片谷委員長

アセス図書というのは住民のために作成していただく図書ですので、住民の方々に救急車が今までより短時間に来てくれるというイメージが持てるような説明があるといいというのが野見山委員の御指摘の趣旨だと思います。準備書の段階で改善効果がこのくらい見込まれるというような記載も御検討いただければと思いますがいかがでしょうか。

事業者
勝野

本質的な御指摘だと思いますので、準備書の段階までにもう少し分かりやすい説明ができるような方法をとりたいと思います。

片谷委員長

中村寛志委員お願いします。

中村寛志委員

Bルートを選択したということで、自然環境の方は影響があるけれども、しっかりアセスをして、自然環境を大事にしながら事業を進めるということかと思しますので、よろしくをお願いします。

細かい話になりますが、方法書 57 ページの参考資料で県版のレッドリストを挙げていますが、これは平成 16 年のものであり、おそらくレッドリストのメッシュから読み取ってここに記載しているのかと思います。2015 年に新しく県が出したレッドリストの新規追加種についてもメッシュがあるのでそちらは確認したのでしょうか。後の方で引用としては記載されているのですが、この部分で確認はされているのかということです。

また、「天竜川上流の主要な昆虫類 2000」という本を天竜川上流河川事務所が出していますが、そちらは確認されていますか。

それから、方法書 81 ページで、重要な生息地ということをスコーピングされて、ハッチョウトンボとミヤマシジミを挙げてありますが、配慮書の段階で県民の意見で北の城址の北の端の堂沢川沿いにオオムラサキの生息地があるという意見があったかと思いますが、重要な生息地に挙げていないのはなぜでしょうか。

細かい内容になりますが、方法書 115 ページの人と自然との触れ合い活動の場について、三峰川サイクリングロードがある場所から少し東に行った市役所の近くに三峰川榎原公園がありますが、ここは運動場とバーベキュー場とマレットゴルフ場があり、かなり重要な触れ合いの場所になっておりますが、それが抜けています。

片谷委員長

今日御回答いただける範囲でお願いします。

コンサルタント
岩沢

まず、2015 のレッドデータブックのメッシュ情報は把握しております。それ以降に関して、新しいものが出ていようであれば、反映はしていない状況ですので確認させていただければと思います。

次に天竜川上流河川事務所の書物につきましては、いくつか書物が出ていることは把握しております。今回方法書に反映するかどうかを一度検討しましたが、既存事例として今のところ把握しておりません。この辺りの情報が少し偏っているところがありましたが、御指摘のとおり反映するべきものかもしれないので、検討させていただきます。

オオムラサキを貴重な生息地として資料に記載するかという件についてです。基本的

に動物種というのは生息地で存在しております。確かに貴重種であるオオムラサキはいただいた意見のとおりこの地区にいることは把握させていただいておりますが、生息地ではなく動物種として把握させていただいております。ここで貴重な生息地として挙げさせていただいているものは、これらを守る会というのが存在しており、地元住民が貴重なものとして判断しているものになります。もし御指摘でここに追加の方がよいということであれば、生息地の追加を準備書の段階で検討していきたいと思っております。

三峰川榛原公園について、運動公園ですので人と自然との触れ合い活動の場なのかが悩ましい存在というところで、記載から抜いておりました。御指摘いただきましたので、三峰川榛原公園の現地に行きまして、バーベキュー等の状況を確認し、人触れとして扱うかを検討していきたいと思っております。

中村寛志委員

参考資料については、十分確認されているかなと思質問した次第です。

それからオオムラサキにつきましては、堂沢川にオオムラサキの食草であるエノキが群落となっております。今度の調査で確認していただき、そこも追加していただきたいと思っております。

三峰川榛原公園はバーベキュー場、野球場、マレットゴルフ場として地域の人が利用している場所になります。

コンサルタント
岩沢

御指摘について承りました。オオムラサキ、榛原公園、その他の情報等ありましたら御指摘いただければ準備書の中で反映していきたいと思っております。

片谷委員長

これは既存資料調査の部分に関する指摘ですので、今後既存資料調査に追加していただく、あるいは現地調査で補っていただくという対応が可能ですので十分御検討の上で対応願います。では、他の御意見いかがでしょうか。小澤委員どうぞ。

小澤委員

この事業に関して、道路が完成した後の交通量の中長期的な予測のデータはあるのでしょうか。そういうものは供用後の環境を考える上では参考になると思っております。

コンサルタント
岩沢

配慮書手続より以前の、計画段階評価の手続の中で地元を示している数字がありません。

片谷委員長

大気や騒音の予測をするときにはその計画交通量を使いますので、当然どこかのタイミングで示していただくこととなります。次回出せるものがあればお願いします。

コンサルタント
岩沢

準備書の際には御指摘のとおり予測に必要なデータとなりますので、掲載することになります。そういったものではなく、ネットワーク的なものが必要ということでしょうか。

小澤委員

交通量がどのように変化するか、そういう予測をされて、大気質、騒音等の予測をするということですが、そういう資料がすでに存在しているのであれば、方法書の中でも示されてもいいのではないかとということです。

片谷委員長

想定されている計画交通量についてで、道路計画ですから当然あるはずですが。

コンサルタント
岩沢

将来交通量というのは方法書の中では掲載しておりませんが、提示できるものがあれば次回にお示しします。

片谷委員長

お願いします。塩田委員どうぞ。

塩田委員

小澤委員の意見と関連しますが、国道は通過交通車両と生活車両が混在しているので

はないかと思えます。バイパスが新しくできると国道を走っている車両がバイパスにも入ってくるわけですが、その時の交通量については通過交通量と生活交通量の割合を計算されて、道路の幅などを検討されているのですか。

事業者
大島
(伊那建設事務所)

道路の交通ネットワーク上の推計をする場合に、交通量自体の性格というのは持たさずに検討しています。現況の交通量を反映できるようなモデルを作り、新しいファクターを入れて、そのファクターが入ったことにより周辺の交通量がどのように変化するかということで推計しています。今回の伊駒アルプスロードにつきましては、バイパス自体の交通量がこのぐらいになり、現国道も機能すると考えておりますので、現国道の交通量がこのぐらいになり、その間を繋ぐ主な道路の交通量はこうなるという形で検討しております。要因として、その間の速度の差と運行距離が短ければ交通量が集まることから、距離を主としてシミュレーションをかけ、交通量の推計をしていきます。その中で、周辺の交通量だとか、広域的な交通量だとかの成分の分けまではできておりません。結果として、交通のネットワークが構成された中で、それぞれの道路が元々持っている容量に対して、どういった配分になっているかというところで改善を図ればという推計をしております。

片谷委員長

当然ながら新しい道路ができれば周辺の交通量全体に影響が出ますので、それが反映されるようなモデルで予測がされた数字が出てきて、その数字に基づいて、大気質や騒音への影響というのを予測されるはずですが、それは過去の道路事業のアセスでは全て行われてきているわけで、この案件でも当然それが行われるという理解でいいかと思えます。それが行われないアセスはあり得ないです。大窪委員どうぞ。

大窪委員

方法書3ページについてですが、私は駒ヶ根市から伊那市まで毎日通勤をしていますが、この地域の幹線道路の状況について、配慮書の時に、広域農道が現状では国道153号線のバイパス道路になっているということを説明に入れてほしいと述べましたが、方法書の中にはそのことがわかるようには記載されていません。伊駒アルプスロード検討委員会の意見として、広域農道は中央道の通行止めの時の迂回路としては交通量が処理しきれないというような説明しかありません。現状では国道153号と、信号がないので広域農道を地域住民は使用しており、それに加えて今回の伊駒アルプスロードが必要であるということを、現状の交通量についてもですが、幹線道路の現状についての説明も足りないのではないかと思います。

片谷委員長

確認ですが、方法書3ページの上から11行目に広域農道という言葉は出てきますが、それでは足りないということですか。

大窪委員

そういうことです。地元では国道153号の代替道路として使用している現状なので、それが分かりづらいと思えます。広域農道は本日の資料1スライドの5番で一番西の山側を中央道が走ってしまっていて、ここではグレーのラインになっていますが、それと国道の間を広域農道が通っているという状況です。

事業者
大島

御指摘のように伊那谷の西側の部分で中距離的な交通になっているのが国道153号と広域農道が存在していると認識しています。例えば、冬に高速道路が通行止めになりますと、高速道路から近傍の広域農道に大量の車が移るという状況があります。ただ、広域農道の場合は線形の問題や高低差の縦断的な問題がありまして、高速道路が止まるような気象状況の場合に、広域農道だけだと高速道路の代替機能は果たせない状況です。それに加えて広域農道からあふれた車が国道153号に流れて、国道も全く機能しなくなるという状況になっております。平常時に広域農道が国道153号の代替機能を果たしているというのは確かですが、事態が悪化した場合には対応できている状況ではないということで、その当たりの表現がもう少しわかるような形に取ればよかったのですが、

現在のところ広域農道と国道153号両方を含めても機能が果たせないという記述にさせていただきます。

片谷委員長

いかがですか。

大窪委員

新しいアルプスロードができると便利にはなりますが、今の説明にあったような南信に大雪が降るのは年に1日か2日程度なので、本来の事情をきちんと説明される方がいいと思います。

片谷委員長

道路に支障が出るのは大雪だけではありません。集中豪雨もありますし、特に中央道が脆弱であるのは交通関係をやっている人間は皆知っていることなので、雪が降らないからいいという話は道路管理者としてできないですね。

大窪委員

はい、それは説明の仕方だと思います。

片谷委員長

中央道の通行止めが年間何回起こるのか正確な数字は分かりませんが、かなり通行止めになった事例があって、その時に代替機能が不足していることがすっきり分かるような文章になっていれば大窪委員の御指摘は解消すると思いますので、これは準備書までに検討して、少し書き足していただくようお願いいたします。富樫委員どうぞ。

富樫委員

概要というより全体に関わることですが、先ほどの説明でも具体的な調査地点が決まっていない状況とのことでした。具体的な調査地点や縦横断線形がいつ示されるのか教えてください。

片谷委員長

現地調査でも同じ指摘はありましたが、4回とも同じ議論をしている訳ではないので御回答をお願いします。ルートの幅が線になるのはいつかという御質問です。

事業者
勝野

現段階では道路の構造や、道路の線形もどこが中心線になるか決まっていない状況ですので、調査地点も詳細に決められない状況がありますが、アセスの手續と併行した形で道路の予備設計というのを今年進めていく予定です。予備設計というのは、工事に入る一つ前の段階の図面で、概ねの道路の線形は最終決定ではありませんが案として出せることとなりますが、それが準備書の段階に入る少し前になると考えております。方法書の審議は今回3回の予定ですが、その中で具体的なルートまでお示しするのは非常に難しいと思っております。

片谷委員長

富樫委員の意見には、準備書が出てから調査地点が適切でなかったという判断があった場合に、やり直しになるのではないかと懸念が含まれていると思います。現地調査のときにも申し上げたかと思いますが、途中の時点ではこうした委員会での審議はありませんが、調査地点が決まった時点で図面を事務局に出していただいて、それが妥当であるか事務局で判断できることは判断し、事務局で判断しきれないことは担当分野の委員に打診して、地点の修正の要望があれば事務局から指示していただく形をとれます。制度上どこにも明記してありませんが、そうしたやり方が可能ですので、こうした不確定部分がある事業については是非お願いします。準備書が出てからやり直しをなささいということは委員としても言いたくない訳ですが、本当に不適切であれば言わざるを得ない訳です。それを防ぐためには、途中の段階で決まった部分は事務局にその都度報告していただくのが一番スムーズであると、再度申し上げておきます。

富樫委員、何か追加で発言されることがあればお願いします。

富樫委員

是非そうしていただければと思いますが、こうした審議の場をより実りあるものとするためには、決まっていない段階でもある幅を持たせて、なるべく具体的に計画を示し

ていただいた方が、こちらとしても意見を言うことができますので、そのようにお願いします。

片谷委員長

実は他の都道府県の事例でもよく見かけますが、事業計画が定まっていないことを理由に、調査計画を示さなくてもよいかの様な対応をされることがあります。それは本来のアセスの姿からいうと適切ではありません。こういう審査をする組織があるので、何も出さなくてもいいということではなく、今富樫委員が指摘されたように、例えば「調査範囲はここからここまでの1地点」という示し方も可能な筈ですので、そうしたことも工夫をしてください。次回、どこまで示せるか検討した上で、少なくともこの方法書審議が終わるまでに、複数案が並んでいるような形であっても、出せるものは出していただく方向で是非検討してください。

時間が予定よりだいぶ遅れていますので、配慮書の概要及び意見に対する対応についてはできれば省略したいのですが、何かございますか。

では、今日は時間の関係でここは飛ばさせていただきます、スライドの21番以降の項目の選定と手法の選定についての御質問や御意見を承ります。鈴木委員どうぞ。

鈴木委員

スライドの22番の表で、「水の濁り」はかなりのところで丸が付いています。濁りが出れば汚れも出ると思いますが、なぜ同じところの「水の汚れ」には丸が付いていないのか教えてください。よほど、化学的に関係のない物質でできていない限り、濁っていて汚れがないことはあり得ないと思いますので、そこを伺いたいと思います。

事業者
勝野

今御指摘の点については、次回までに回答させていただきたいと思います。

鈴木委員

続いて、スライドの40番の水質の調査地点について、先ほどの説明ですと下流側の地点で調査を行うとのことでしたが、普通は上流側と下流側で行わないとその工事地点や供用地点の影響が把握できないと思います。雨が降った場合には水の濁りや汚れが上流側で発生する訳ですので、下流側での工事の影響を判断するためには、必ず上流側と下流側のデータが必要になりますので、是非御考慮いただきたいと思います。

コンサルタント
岩沢

水質の調査については下流側だけでなく上流側で行う必要があるのではないかと思います。御指摘ですが、実際の調査については検討させていただく形で対応したいと思います。御意見ありがとうございました。

片谷委員長

では、中村寛志委員どうぞ。

中村寛志委員

スライド22番の項目の選定で、工事の実施に「切土工等又は既存の工作物の除去」がありますが、普通、動物・植物・生態系は切土や盛土で影響を受けるのに丸が抜けています。ほとんど全部を高架上で工事するのであれば「工事施工ヤードの設置」だけでいいのですが、現地を確認した際に、大沢川で河岸段丘を上っていくところなど切土と盛土をされるかと思います。もし、そうした工事があるのであれば、動植物、生態系のところに丸を付けていただきたいと思います。

コンサルタント
岩沢

切土、盛土も動植物に影響があるので丸を付けるべきではないかの御意見です。表の中では少し分かり難いのですが、工事施工ヤードの設置に含まれるということで御理解をいただければと思います。水象や廃棄物のところがそうですが、工事施工ヤードの設置工事に切土、盛土が含まれる場合のみに選定する場合、ここに丸を付けている形です。

片谷委員長

微妙なところがありますが、基本的にはやるという回答だと理解してよろしいです

ね。では塩田委員どうぞ。

塩田委員

スライド 22 番では「低周波音」と記載されていますが、15 番の配慮書のところでは「超低周波音」になっています。これはどちらかに統一した方がいいのではないのでしょうか。周波数帯がそれぞれ決まっている用語ですので、異なっていると混乱します。

コンサルタント
岩沢

超低周波音と低周波音は周波数帯が異なり、超低周波音が 0~20Hz、低周波音が 0~100Hz になっていますが、先ほどから何度も言っている国交省の技術手法では、低周波音になっています。最近では超低周波音ということで学会などでも使われていますので、配慮書では超低周波音としましたが、方法書については技術手法に基づいて低周波音に改め評価をしていくという形で今回示させていただきました。

塩田委員

こうした表はたくさんありますが、その中で一番古い表ではないかと思います。環境省のアセスの中で使っている表に改めた方がいいのではないのでしょうか。

コンサルタント
岩沢

主務大臣である国交省の資料を重点的に見ていましたので、環境省の資料を確認させていただいて、対応できるか検討したいと思います。

片谷委員長

法対象の道路事業ですので、国交省のマニュアルを優先せざるを得ないかと思えます。

塩田委員

国総研の資料も確認してみてください。結構変わっていますので。

コンサルタント
岩沢

分かりました。持ち帰って確認させていただきます。

片谷委員長

他にいかがでしょうか。陸委員どうぞ。

陸委員

人と自然の触れ合い活動の場の項目の選定についてですが、工事の実施についても評価と対策が必要ではないかと思います。工事の具体的な計画が示されていないので、どこということとはなかなか具体的に指摘できませんが、少なくとも三峰川サイクリングロードについては跨いでおりますので、必ず工事中に交通制限とアクセス制限があると思います。それは評価をする必要があると思います。

コンサルタント
岩沢

項目の追加について持ち帰り検討させていただきますが、工事の実施に伴う人と自然の触れ合い活動への影響が予測評価できるか、その辺りを踏まえながら回答させていただきます。ありがとうございました。

片谷委員長

通行制限の様な影響は供用時より工事中の方が起こりやすいのが一般的ですので、影響が大きいのはむしろ工事中だというのが陸委員の御指摘の趣旨だと思います。予測評価の手法が明確にはないと思いますので、交通制限がどの程度回避できるかということのを定性的に予測していただくことでやむを得ないと思います。定量的な予測をできる話ではありませんので、その辺を御検討いただき、次回御回答ください。それでは、大窪委員どうぞ。

大窪委員

先ほど中村寛志委員から御指摘がありましたスライド 22 番の項目の選定ですが、私からも意見として述べておきたいと思います。切土工というのは土壌の攪乱が生じますので、工事施工ヤードの設置工事とは違う影響が大きく動植物には出るだろうと思います。

同じく工事での影響について、「水底の掘削」についても河川の物理的な立地環境が

主に下流で変化を生じますので、これも動植物、生態系に大きく影響を及ぼすだろうと推測されます。丸を付けていただいた方がよいと思います。

片谷委員長

最後の指摘は、水生生物や水辺の動植物に対する影響ということですか。

大窪委員

天竜川と三峰川の大きな河原を横切りますので、その水底を掘削しますと河川の流れや河原の形状が変わります。特に、この辺りの丸石河原に生育する植物や生息する動物の特徴的な希少種がありますので、影響を受けることが予測されます。

コンサルタント
岩沢

いただきました御意見は持ち帰って検討させていただきますが、いずれにしても項目を追加することとなれば、先ほどの事務局側に御提示することになるかも知れませんが、正式な追加しましたという回答は準備書になります。

片谷委員長

正式な図書としては準備書でいいですが、この方法書の審議をしている間にこの委員会の場で発言されたことが議事録に残り、それも図書の補足資料としての価値を持っています。ですから、できます、やりますということであれば、それを次回又は次々回の委員会でおっしゃっていただければ、この方法書の製本をやり直さなくても記録として残りますので、準備書まで待たなくても問題はないということになります。

コンサルタント
岩沢

次回までに持ち帰って検討させてください。ありがとうございました。

片谷委員長

では、佐藤委員お待たせしました。

佐藤委員

丘陵地の崖の様になっている部分に貴重な植物や群落が多くありますので、ルート帯が横切る部分の丘陵の状況を平面図に記載することによって、重要な場所がどの場所にあるか分かります。そうした図を作成していただきたいと思います。

もう一点は、大沢川だったかと思いますが水が大変きれいで、現地調査のときに水の中にバイカモという植物がありました。先ほどの大窪先生の話にもつながりますが、水生植物や水生動物がそのような急な流れの河川にありますので、そうした意味でも微地形を把握された方がよいと思います。

片谷委員長

先ほど亀山委員が指摘された部分ともつながるところがあろうかと思いますが、いかがでしょうか。

コンサルタント
岩沢

御指摘の点については動植物の問題で、亀山委員の御指摘は貴重な地形地質としての判断ではないかと考えております。方法書の中では、段丘崖や段丘だけを示すことはしておりませんが、それから示される貴重な動植物や貴重な地形については、今後準備書の中で対応してまいります。貴重な動植物の位置情報について、ある程度の情報は文献で把握しておりますが、貴重種という観点から今回の方法書には載せてはいません。大沢川と段丘面が貴重だという御意見は現地調査のときに十分にお伺いしていますが、段丘面そのものを示すのではなく、地形や森林が残っているというところを示しているということで、御理解いただければありがたいと思っています。

片谷委員長

準備書の段階では、そうした公開資料に掲載できない貴重種に関する情報は非公開審議の対象にできますので、別冊として提出するようなことを事務局から指示が出ますので、御対応いただく形になります。佐藤委員よろしいですか。

佐藤委員

地形のプロファイルを明確にさせていただくと、それから植物がどこにあるか推測がつかれます。種名は挙げなくても結構ですが、どこの切土のところに森があるのかというこ

とは把握しておく必要があります。そこを工事するとき気をつけるというのが一番大事なことになりますので、そうした地形が見えるような資料を作成していただきたいと思います。

コンサルタント
岩沢

動植物の現地調査は夏以降に入る予定になっており、プロフィールにつきましては従来ではそうした手法はあまり使っておりませんが、できる限り先生の御意見を反映しながら検討してまいりたいと思います。御意見ありがとうございました。

片谷委員長

亀山委員の御指摘は主に景観と地形という視点でしたが、佐藤委員は地形と動植物とのつながりを重視する必要があるという御指摘で、いずれにしても鉛直方向の地形分布が重要だという面では共通ですので、写真や鳥瞰図などいろいろな方法があるかと思いますが、次の図書ではそうしたことがより明確になるように工夫していただきたいと思います。中村雅彦委員どうぞ。

中村雅彦委員

佐藤委員と全く同じ考えでして、河岸段丘の崖の部分にたくさん植物があります。私が一番怖いのは植物が分断化されることです。ですので、一目でここが河岸段丘の崖の部分だと分かるような作図でも航空写真でも用意してもらいたいと思います。そこが削れるようなルートは、恐らく亀山委員も私も反対です。緑の回廊といって、緑の続いているところは動物の移動ルートになります。そこを潰してしまうと孤立化しますので、できるだけ避けたいです。航空写真などで、河岸段丘の崖の部分が一目で分かるような資料を作成してもらいたいというのが私の考えです。

片谷委員長

御要望ということですので、持ち帰って御検討ください。

まだいろいろ御指摘がいろいろかと思いますが、その他の議題も含めてそろそろ終了する予定の時刻になっておりますので、本日のこの場での質疑についてはここで打ち切りをさせていただきますと存じます。

追加の御質問、御意見については、事務局からの要望としては、1週間後の6月23日までに事務局あてメールで出させていただきたいとのことです。もちろん、まだ後2回の審議がありますので、次回はまた新規の御意見や御質問を出していただいても対応が可能です。ただ、事業者さんが対応するための作業時間を確保した方がいいと思いますので、今後1週間以内に出せる御質問や御意見は是非事務局に早めに送っていただくようお願いいたします。

それではまだ審議を尽くした状況ではありませんが、この案件に対する本日の審議はここまでとさせていただきます。委員の皆様はこの後もう一件その他の審議がございますので、事業者さんに御退室いただく時間を休憩としたいと思います。事業者の皆様方は大変お疲れ様でした。長時間御出席いただきましてありがとうございました。順次御退室の準備をお願いいたします。

(10分休憩)

片谷委員長

では、皆様お戻りになられたようですので、再開させていただきたいと思います。

それでは2番目の議題のその他ということですが、リニアのモニタリングに関する事務局からの報告と審議に入りたいと思います。

それでは事務局から資料3の説明をお願いいたします。

事務局
仙波

時間の関係もありますので、手短かに説明させていただきます。

資料3(1)と資料3(2)になりますが、「豊丘村・喬木村における水資源に係る具体的な調査の計画」が、準備書に対する知事意見に基づきまして4月18日にJR東海から提出がありました。関係する委員の方に個別に説明させていただいた上で、4月22日の第1回技術委員会にお諮りをして、県からの助言という形で5月17日にJR東海に通知しました。資料3(1)が5月31日にJR東海から対応方針ということで回

答があったもので、資料3(2)が修正後の調査の計画であり、現在この形で修正版がJR東海のホームページに掲載されている状況です。

では、県からの助言と、事業者の対応方針について簡単に説明させていただきます。まず、調査地点について、1(1)でJR東海が実施したボーリング孔を利用した観測井は、トンネルの深さ程度のデータが得られる地点として重要なので、水利用がなくても事後調査地点として位置付けることを求めたところです。回答の中でモニタリングの地点として設定するというので、資料3(2)の参1ページの32番の地点に観測井という記載がありますが、ここを追加したということです。具体的な位置は参4ページ図参1-2(1)の水資源モニタリング地点で、左端の35番のすぐ右の路線に近い位置に32番があります。この地点をモニタリング地点として設定して、今後観測していくということです。

1(2)、(3)につきましては、伊那山地における水収支解析を実施した地点と、事後調査計画の地点の対応が分かるようにしてほしいということ、また環境影響評価書における現地調査地点と、この計画の場所の対応が分かるような記載を追加してほしいという意見で、これについてもそれぞれの記載が追加されています。なお、伊那山地における水収支解析の中では大鹿村の地点も含まれていますので、平成26年12月に提出された大鹿村の水資源に関する調査計画についても現時点で修正がなされ、そちらの計画にも追加されているという状況です。

(4)は、伊那山地西麓の竜東丘陵の特異な地形に十分留意して、調査地点を設定したということが分かるように記載をしてほしいということでしたが、これについては参8ページに参考2として新たな資料が追加されております。「参考2：竜東丘陵における特異な地質構造への留意について」ということで、こちらは準備書に対する審議の中で富樫委員から参考文献として提出していただいたものですが、その内容の要約を示すとともに、特異な地形に配慮した内容を新たに資料として追加したという形です。

2番の調査頻度については、重要な井戸について連続観測を含めた検討をするという回答をいただいております。

3番の調査結果の公表については、事後調査、モニタリングの調査結果を年度ごとに取りまとめ、県等に報告するとともにホームページへ掲載する。また村役場においても閲覧できるような対応をするという回答をいただいております。トンネル湧水についても、測定し、公表についても検討する、事後調査、モニタリング以外の自主的な調査についても公表を検討するということです。

最後になりますが、路線の縦断計画や地質縦断図、ボーリング調査の結果等の参考資料について、分かりやすい図書という観点で、評価書に記載している場合は引用ページを記載するか、計画書に添付すべきという助言です。計画書の最後のページに、路線の縦断計画が新たに添付されまして、参照しながらこの調査計画を見ていただける形になりました。

基本的には、全て県の助言に従った対応がなされたという状況であり、今後、修正後の計画に基づいた調査結果等が提出されますので、その際には技術委員会に御報告いたしまして、調査結果を審議いただくという対応をしていきたいと思っております。事務局からは以上です。

片谷委員長

ありがとうございました。委員の皆様から御質問や御意見等ありましたら承ります。前回はそうでしたが、アセス手続が進んでいる時の対応状況に比べるとはるかに受け入れていただいているので、状況は改善されていると思います。一番直接関わるのは富樫委員かと思いますが、コメント等ありますか。

富樫委員

全く満足という訳ではないですが、前進は見られるという感じでしょうか。

片谷委員長

これからも結果が逐一出てくるはずですので、その時点で意見を出して、まだ10年以上続く工事ですので、モニタリングの追加等を求めることも可能だろうと思っております。

ます。特に水資源関係の専門分野に近い先生方はまた細かいチェックをお願いしたいと思います。他に何か御発言ございますか。では、特に御発言がありませんので、この件の審議はここまでとさせていただきます。

今後の予定等について事務局から説明をお願いいたします。

事務局
仙波

今後の予定ですが、第3回技術委員会を7月22日(金)13:30から県庁西庁舎110号会議室で開催いたします。内容は本日の伊駒アルプスロード環境影響評価方法書について、引き続き、第2回審議をお願いいたします。また、既に事業着手している事業者から、原則として毎年度6月30日までに事後調査報告書が提出されますが、改正条例においては公告縦覧をし、住民の方から意見をいただくという手続を追加しております。その期間中に技術委員会での審議もお願いしたいと考えておまして、次回の後段では、事後調査報告書についても審議していただく予定です。開催通知については追って送付いたしますので、お忙しいところ恐縮ですが、よろしくをお願いいたします。

また、先ほど委員長からお話のあったとおり、伊駒アルプスロード環境影響評価方法書に係る追加の御意見ですが、1週間後の6月23日(木)までに事務局あてお寄せいただくようお願いいたします。期限までにいただいた御意見につきましては、あらかじめ事業者の見解を確認して、次回委員会の資料とさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

最後もう一点、先日、今年度の下半期の委員会の日程調整をさせていただきました。それに合わせて、8月に送電線に係る現地調査の日程調整もさせていただきました。8月10日を本番とし、8月2日を予備日として、いずれか都合のつく方に御参加いただきたいという連絡をさせていただきましたが、その際午後スタートという設定でした。先日下見をしたら、野麦峠まで行かなければならないかなということで、10時過ぎくらいのスタートにしないと厳しい感じでした。現在、事業者と視察場所等を早急に調整しておりますので、それが確定しましたら、近日中に現地調査の開催通知もお送りしたいと思います。こちらについてもお忙しいところ恐縮ですが、よろしくをお願いいたします。事務局からは以上です。

片谷委員長

ありがとうございました。何か質問ございますか。

実は私からもお願いしておかなければならないのですが、今年度下半期の開催回数が激増いたしまして、ついに私がどうにも動けない日に設定せざるを得ない状況になりました。そういう日は中村寛志委員に進行をお願いすることになりますので、御容赦、御理解の程をお願いいたします。

他に御意見等ございますか。中村寛志委員どうぞ。

中村寛志委員

環境省の技術指針と国交省の方と違うということでしたが、環境省の方は持っておりますが、道路の技術指針は確認できますか。今回の方法書は、書き方とか中身が今までと違うので。

片谷委員長

「道路環境影響評価の技術手法」という名前で売っていると思います。国総研が作ったものですが、今はダウンロードできるようになりましたか。

事務局
仙波

最新のものはネットで公表されていますので、URLを御連絡いたします。

片谷委員

一応全員に流してください。では、事務局にお返しいたします。

事務局
塩沢

本日の技術委員会はこれで終了します。ありがとうございました。